

【株式会社たじつや 病児・病後児保育 利用規約】

にこ & はうす 病児・病後児保育
住所 霧島市国分中央 3 丁目 22-17 2F
電話 0995-45-8545

にこ & はうす 2 病児・病後児保育
住所 霧島市国分中央 3 丁目 26-8 1F
電話 080-8121-0808

第 1 条（名称）

本保育所の名称を「病児・病後児保育 保育園にこ & はうす」（以下、当園という）、「病児・病後児保育 保育園にこ & はうす 2」（以下、当園 2 という）とする。

第 2 条（所在地）

当園は霧島市国分中央 3 丁目 22-17 2F に設置する。

当園 2 は霧島市国分中央 3 丁目 26-8 1F に設置する。

第 3 条（目的）

病気であり、集団保育の困難な児童を一時的に預かる業務を行うことにより、地域社会の医療促進及び育児支援を目的とする。

第 4 条（保育看護の方針）

医師、看護師、保育士が連携して、病気の児童の保育・看護にあたることによって、児童が、病気・症状に合わせた適切な看護を受けられ、安全、適切に過ごすことができ、成長・発達に合わせた生活・遊びが保障されるよう配慮する。

尚、当園並びに当園 2 は、園指定嘱託医と連携・協力して保育を行うものとする。

第 5 条（病児・病後児保育の方針）

1) 利用対象は 0 歳～小学校 6 年生までの児童で、病気であり、学校、保育園、幼稚園などでの集団保育が困難で、急変が認められない回復期に至っていない病児保育児と集団保育が困難で、急変が認められない回復期に至っている病後児保育児の方とする。

2) 受け入れ判断については、医療機関の当園並びに登園 2 病児・病後児保育施設の利用可能判断および園の規定による受け入れ可能疾病名（別紙 1 参照）による判断にて可否決定する。

3) 定員は、当園は「病児保育 1 名」「病後児保育 2 名」の合計 3 名とする。
当園 2 は、「病児保育 3 名」「病後児保育 4 名」の合計 7 名とする。

第 6 条（利用方法）

1) 利用時間は次のとおりとする。

① 月～金曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分の 8 時間開所とする。

※午後 5 時 30 分閉所の為、お迎えは時間厳守とする。

② 利用当日は原則 8 時 30 分よりお預かりする。前日又は当日にかかりつけの小児科で診察を受け、「病児・病後児保育事業医師連絡票」を取り「病児保育」受け入れ児又は「病後児保育」受け入れ児の記入を確認し、疾病名や状態判断の上可能な児童のみお預かりとする。

2) 予約は次のとおりとする。

- ① 病院受診をし、「病児・病後児保育事業 医師連絡票」を記入してもらい、受け入れ可能な疾病（別紙1参照）の確認がとれたら電話での予約申し込みを受ける。

3) 利用申請は次のとおりとする。

- ① 初めての利用の場合は、原則利用日前日までに事前登録を済ませておく。

利用当日は、「病児・病後児保育事業 医師連絡票」を提出することとする。

- ② 利用当日に「保護者からの病状連絡票」、薬がある場合には「与薬依頼票もしくはお薬手帳のコピー」を提出する。

4) 利用終了後（児童のお迎え）は次のとおりとする。

- ① 原則として延長保育はありませんので、必ず午後5時30分までにお迎えをお願いする。

- ② 両親以外がお迎えに来る場合は、保護者が事前にその旨をスタッフに伝え、迎えに来る者は身分を証明できるものを持参し提示する。

第7条（医療行為について）

- ① 病状悪化時に、保護者に連絡後、必要な場合は園指定嘱託医に、スタッフが付き添い移動し医師の診察を受けることがある。その際必要な検査（採血など）処置（点滴など）をすることがある。

② ダイアップ座薬について

○「熱性けいれん予防」のための座薬投与について下記の内容で取り扱います。

また、体温が37.5度以上あれば（個人差があるので、体温の上昇次第で）大事をとってお迎えに来てもらう事。

○予防薬の投与が必要な場合は、「医師の指示書」をお取り頂き提出してもらう事。

また、事前に看護師との面談を行い、お子さんの様子について打合せする事。

○座薬使用の有無は、保護者の指示で行う。

○座薬の投与は、医療行為にあたるため看護師または保育士が行う。

※原則、看護師及在籍時のみの対応となります、看護師不在時に挿入が必要に

なった場合は、保護者へ連絡し保育士による挿入になることをお伝えしたうえ、

保護者の同意・指示のもとにより挿入を行うことがあります。

○座薬は、ケースに入れて1個ずつお持ち頂き、職員が手渡しで受け取る。

第8条（利用料金など）

基本料金は1日1,000円とする。（食事・飲み物・おやつ等は各自持参）

- ① 着替え、おむつなど必要な身のまわりのものは各自で用意する。

- ② 給食提供は、無いものとする。

第9条（料金の支払方法）

利用料金の支払いは、降園時に徴収する。

第10条（秘密保持）

病児・病後児保育に従事する職員は、本契約に基づく業務上知り得た児童・保護者及びその家族の情報を秘密として扱い、法令に基づく要請を除き、許可なく第三者への提供はしない。職員の守秘義務は退職後ににおいても同様の扱いとする。

第 11 条（補償制度）

病児・病後児保育を利用するにあたり、万一事故などが発生した場合、保険適用範囲内において補償を受けることができる。但し、病状悪化等、当園及び登園 2 の責に帰すことができない事由による事故の場合はこの限りではない。

第 12 条（利用制限）

次の各号のいずれかに該当する場合は、保育の途中に関わらず利用を制限し、また受け入れを拒否する場合がある。

- ① 児童の病状により、保育が不適切だと医師が判断した時
- ② 暴風警報、地震注意報などが発令され保育が困難な時
- ③ 感染の流行により他の児童への影響が高い時
- ④ 当園及び当園 2 の保育方法、医師の診察に同意しない時
- ⑤ 本利用規約に同意しない時
- ⑥ 当園及び当園 2 の指定する疾病(別紙 1)に該当する時

第 13 条（保護者の義務）

児童の保護者は、病児・病後児保育を利用する間、「病児・病後児保育事業 事前登録票」に記載した緊急連絡先に常に連絡でき、緊急時でも保護者の意思が確認できるよう努めなければならない。

※携帯電話の保持（携帯保持が不可の場合は、取次連絡先の連絡が必須）・連絡手段の確保

第 14 条（規約の変更）

本規約の変更は株式会社たじつやが定め、その効力はすべての利用登録者に帰属する。

附則

この規程は令和 4 年 1 月 1 日より施行する。

以上の利用規約内容に同意し、下記に署名いたします。

令和　　年　　月　　日

[利用児童保護者名] _____ 印 _____

[住 所] _____

[連絡先] _____

[利用児童名] _____

